

○農林水産省告示第五百八十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百二十号（アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマールコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
三 生産地における検査及び証明 (一) (略) (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。	三 生産地における検査及び証明 (一) (略) (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。 ア チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。
七 積み込み時の措置 低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。	七 積み込み時の措置 低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がミバエ類に侵されることのないための措置がとられていること。